

＜前売券ご準備のお願い＞

本事業では、**前売券は事業者様ごとに独自で制作**していただく必要がございます。下記をご確認のうえ、販売開始までにご準備をお願いいたします。

■ 前売券制作上の留意点

以下の「前売券面の必要項目」を必ず記載してください。

【前売券面の必要項目】

- ① 額面
- ② 当事業の**事業名**「県民向けの旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業」
- ③ 前売券の名称
- ④ **事業者名（施設名）**のゴム印（署名も可）押印もしくは手書き記入欄
- ⑤ **有効期限**
- ⑥ 利用者署名欄
- ⑦ 譲渡人署名欄
- ⑧ 注意事項
 - ◆発行日から有効期限までの期間のうち、兵庫県内における新型コロナウイルス感染状況が「ステージⅡ相当以下」期間中の旅行・宿泊に限り利用可能です。
 - ◆休館・休業・緊急事態宣言・まん延防止措置発令等により利用できない場合があります。
 - ◆GoTo トラベル及び兵庫県が実施予定の前売り方式でない「旅行・宿泊代金割引」との併用はできません。
 - ◆その他の割引やクーポン券との併用の可否は施設によって異なります。
 - ◆発行店舗・施設でのみ利用可能です。◆現金との引き換えはしません。
 - ◆釣り銭は出ません(額面以下のお支払いにはご利用できません)。
 - ◆営利目的による本券の転売はいかなる場合でも固くお断りします。
 - ◆購入した前売券を利用できず有効期限が経過した場合に被った損害について、兵庫県は責任を負いません。

- ※ 券種は額面金額が「2,000円」または「10,000円」の2種類です。
- ※ 1事業者1回あたりの販売上限は、原則として額面合計200万円までとなります。
- ※ 券面のデザインや印刷方法、サイズは任意です。
- ※ 前売券の制作にかかる費用は**事業者様のご負担**となります。
- ※ 実券としては発行せず、メール等での通知や管理台帳への記載で代える等でも構いません。
- ※ 下記前売券のフォーマットを当事業のホームページに掲載しますので、必要に応じてご自身でダウンロードしてご使用ください。ただし、ご利用の際は、事業者様でのみ有効である旨を、署名欄に事業者様のゴム印の押印または署名を必ず行うことで制限してください。

■ 前売券販売期間

県が別途指定する日～令和3年8月31日（火）まで

■ 前売券（イメージ）

※券面デザインは参考例です。

